

青森県報

第四千二百二十五号

平成二十八年
三月二十二日
(火曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
生活保護法による施術者の指定	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活課)	二
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	二
建設業者の許可の取消し	(東青地民局)	三
右	(三八地域民局)	三
右	(同)	三
右	(同)	三
右	(同)	三
右	(下北地域民局)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	五

監査委員

監査結果に対する措置の公表

告 示

青森県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スクエア歯科	弘前市大字富田三丁目一〇の二	平成二七・二・八

青森県告示第二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイセイ薬局五所川原店	五所川原市字川端町一の一三	平成二六・一・三
しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二パピーコーポ五号室	"

青森県告示第二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助の為の施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	吹田 満里子	施術所の名称	吹田出張マツサージ	施 術 所 の 所 在 地	弘前市紙漣町五の四 三上八 イツ二〇六号	指定年月日	平成二六・一七
-----	--------	--------	-----------	---------------	-------------------------	-------	---------

青森県告示第二百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	アイセイ薬局五所川原店	所 在 地	五所川原市字川端町二の二三	廃止年月日	平成二六・一三
	しんまち薬局		むつ市新町一〇の二二パピーコーポ五号室		"

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年三月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東日本介護予防サポート協会
- 三 代表者の氏名
根岸 秀光
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市青葉三丁目三一の一七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋力トレーニングによる介護予防に関する事業を行い、県民の健康増進を図ることによって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、勸兵衛放地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）（暗渠排水整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年三月二十三日から同年四月十九日まで
- 三 縦覧の場所
五所川原市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社第一浄化槽センター
- 二 代表者の氏名 成田 芳雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字高田字朝日山八〇九の三〇三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一〇〇一八九号
- 五 取消年月日 平成二十八年三月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年三月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社エコ・プランナー
- 二 代表者の氏名 相坂 誉
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目五の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第三〇〇三二二号
- 五 取消年月日 平成二十八年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年十月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 坂田建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 坂田 雅紘
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家三丁目一四の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五七三八号
- 五 取消年月日 平成二十八年二月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 釜淵運送有限公司

二 代表者の氏名 釜淵 嘉与

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平八二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第三〇〇二七八号

五 取消年月日 平成二十八年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社泉友

二 代表者の氏名 泉 陽子

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字奥戸上道八の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第六〇〇六二二号

五 取消年月日 平成二十八年三月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、管、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社トラスト

二 代表者の氏名 泉 裕樹

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二〇四の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第六〇〇一四五号

五 取消年月日 平成二十八年三月三日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年二月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 白崎建築

二 氏名 白崎 喜代志

三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町田野沢一二五

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一一六二四号
- 五 取消年月日 平成二十八年三月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年一月三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認されたことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ザックス
- 二 代表者の氏名 品田 裕
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字田屋字上流一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一五九〇三号
- 五 取消年月日 平成二十八年三月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を竣工したが、原因により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成28年 2月17日付け青森県報号外第11号で公表した監査の結果について、地方自

治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成28年 3月22日

青森県監査委員 泉 山 哲 章

同 元 木 篤 子

同 夏 堀 浩 一

同 沼 尾 啓 一

監査箇所名	監査結果	措置の内容
障害福祉課	協定書において、記載内容に不備なものがある。	協定書に定めのないまま行われていた収入金の徴収業務があったので、地方自治法施行令第158条第1項の規定により、指定管理者に徴収業務を委託を協定書に規定することとし、徴収業務を委託できないものについては、県が直接徴収業務を行うこととした。
誘客交流課	補助金において、補助団体の指導及びび検査が適正でないものがある。	補助団体の経理事務について、定期的にチェックや指導を行い、問題の是正を図ることとした。
公立大学法人青森県立保健大学	経常費用において、外国雑誌の購入が適正を欠くものがある。	「国立大学法人会計基準」等に基づき、適正に契約を締結して業務を行うよう、「外国雑誌の購入」を再発防止を規程の経理処理のまた、審査体制を強化し、適正に内部審査処理に努めるよう指導した。
日本赤十字社青森県支部	管理費において、費の承認を得ずに費目相互間の流用を行っているものがある。	費目ごとの執行状況を定期的に報告させたいいなかったことも要因として考えられることから、毎月の費目ごとの執行状況を報

